

長岡京市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和8年3月24日

長岡京市議会議長 様

提出者 三 木 常 照

賛成者 住 田 初 恵

小 原 明 大

川 口 良 江

福 島 和 人

富 田 達 也

柊 彰

田 村 直 義

(提案理由)

一般質問における質問方式の選択制を本格的に導入するにあたり、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

長岡京市議会会議規則（昭和48年長岡京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(一般質問)</p> <p>第62条 【略】</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に<u>質問方式及び質問の要旨</u>を文書で通告しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の質問方式は、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とする。</u></p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。<u>ただし、第62条第3項の規定により一問一答方式を選択した場合は、第56条の規定は、準用しない。</u></p>	<p>(一般質問)</p> <p>第62条 【略】</p> <p>2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長に<u>その要旨</u>を文書で通告しなければならない。</p> <p>【加える】</p> <p>(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。